

令達した訓令一覧

令和6年

令達 番号	訓令名
23	杉並区職員に対する児童手当の認定及び支給に関する事務 取扱規程の一部改正
24	杉並区文書等管理規程の一部改正

杉並区訓令第 23 号

庁中一般 福祉事務所 保健所
事業所 教育委員会事務局 教
育機関 選挙管理委員会事務局
監査委員事務局 農業委員会事
務局 議会事務局

杉並区職員に対する児童手当の認定及び支給に関する事務取扱規程（昭和 62 年杉並区訓令甲第 13 号）の一部を次のように改正する。

令和 6 年 9 月 25 日

杉並区長 岸 本 聡 子

第 1 条中「（法附則第 2 条第 1 項の規定による給付を含む。以下同じ。）」を削る。

第 2 条第 1 号中「児童手当・特例給付認定請求書」を「児童手当認定請求書」に改め、同条第 2 号中「児童手当・特例給付額改定認定請求書」を「児童手当額改定認定請求書」に、「児童手当・特例給付額改定届」を「児童手当額改定届」に改め、同条第 3 号中「児童手当・特例給付受給事由消滅届」を「児童手当受給事由消滅届」に改める。

第 6 条第 1 項中「児童手当・特例給付現況届」を「児童手当現況届」に改める。

第 8 条中「未支払児童手当・特例給付請求書」を「未支払児童手当請求書」に改める。

第 9 条及び第 10 条中「（法附則第 2 条第 4 項において準用する場合を含む。）」を削る。

第 2 号様式及び第 3 号様式を次のように改める。

第 号
年 月 日

様

杉並区長

印

認 定 請 求 却 下 通 知 書

年 月 日付けで請求のあつた については、下記の
とおり認定したので、通知します。
理由で請求を却下

記

認定に関する事項	
1 支給開始年月	年 月から
2 手当月額	<第1子・第2子> (3歳未満) 円 (3歳以上) 円 <第3子以降> 計 円
3 支給対象児童数	<第1子・第2子> (3歳未満) 人 (3歳以上) 人 <第3子以降> 計 人
4 支給対象児童に該当しない児童の氏名及びその理由	()
認定請求却下に関する事項	
却下した理由	

(教示)

- この処分について不服がある場合は、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して3箇月以内に、東京都知事に対して審査請求をすることができます。この審査請求は、杉並区長を経由してすることもできます。
- この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して6箇月以内に、杉並区を被告として（訴訟において杉並区を代表する者は、杉並区長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。
なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があつたことを知つた日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができます。
- ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があつた日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。
なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があつた日の翌日から起算して1年を経過した後であつても、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

第 号
年 月 日

様

杉並区長

印

額 改 定 通 知 書
改 定 請 求 却 下

の額の改定については、請求、届出により、下記のとおり改定したもので、通知
職 権 却下
します。

記

額改定に関する事項	
1 改定年月	年 月から
2 改定後の手当月額	<第1子・第2子> (3歳未満) 円 (3歳以上) 円 <第3子以降> 計 円
3 改定後の支給対象児童数	<第1子・第2子> (3歳未満) 人 (3歳以上) 人 <第3子以降> 計 人
4 改定(増・減額)の理由	()
改定請求却下に関する事項	
却下した理由	

(教示)

- この処分について不服がある場合は、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して3箇月以内に、東京都知事に対して審査請求をすることができます。この審査請求は、杉並区長を経由してすることもできます。
- この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して6箇月以内に、杉並区を被告として(訴訟において杉並区を代表する者は、杉並区長となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます。
なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があつたことを知つた日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができます。
- ただし、上記の期間が経過する前に、この処分(審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決)があつた日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。
なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分(審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決)があつた日の翌日から起算して1年を経過した後であつても、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

附 則

この規程は、令和6年10月1日から施行する。

杉並区訓令第24号

庁中一般
福祉事務所
保健所
事業所

杉並区文書等管理規程（平成15年杉並区訓令甲第30号）の一部を次のように改正する。

令和6年9月30日

杉並区長 岸 本 聡 子

第28条第1項中「文書を」を「文書等を」に改める。

第29条第1項中「限る。）」を「限る。以下この条において同じ。）」及び杉並区契約事務規則（昭和39年杉並区規則第19号）第41条第1項の規定により作成する契約内容を記録した電磁的記録」に改め、同項ただし書中「ただし」の次に「、総合行政ネットワーク文書のうち」を加える。

附 則

この規程は、令和6年10月1日から施行する。